

川崎市高齢者・障害者虐待対応専門職チーム事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、神奈川県弁護士会川崎支部（以下「県弁護士会川崎支部」という。）と公益社団法人神奈川県社会福祉士会川崎支部（以下「県社会福祉士会川崎支部」という。）との協議により、本市において、虐待対応専門職チームを構成し、本市が受理した養介護施設従事者等による高齢者への虐待（疑いを含む）、又は障害者福祉施設従事者等による障害者等への虐待（疑いを含む）について、その具体的な対応及び体制整備等に係る虐待対応専門職チームからの助言等により、被虐待者の権利擁護及び虐待に至る事由の解消等に資することを目的とする。

（虐待対応専門職チーム）

第2条 虐待対応専門職チームは、高齢者・障害者虐待に精通した県弁護士会川崎支部と県社会福祉士会川崎支部の会員各1名によって編成する。

2 虐待対応専門職チーム事務局（以下「事務局」という。）は、県社会福祉士会川崎支部におく。

（派遣対象）

第3条 虐待対応専門職チームは、本市担当部署の管理職が出席する会議へ派遣されるものとする。

（実施内容）

第4条 虐待対応専門職チームは、派遣要請があった会議等での助言・指導の業務を行うものとし、直接、虐待者、被虐待者等の対応、又は相談対応は行わないものとする。

(実施方法及び手順)

第5条 虐待対応専門職チームの派遣に係る実施方法及び手順は次のとおりとする。

- (1) 市は、事務局に対して、原則として派遣希望日の2週間前までにケース概要や相談等の打ち合わせを行う。
- (2) 市は、前号の打ち合わせに基づき、事務局に派遣要請を行う。
- (3) 事務局は、派遣要請に基づき派遣する専門職の調整後、派遣決定を市に通知する。
- (4) 市は、派遣終了後14日以内に派遣報告書を事務局に提出する。

(派遣費用)

第6条 虐待対応専門職チームに係る次の費用は、市が負担する。

- (1) 派遣専門職の謝礼金は、各人1時間あたり15,000円とする。
- (2) 派遣専門職の旅費は、前号の謝礼金に含まれるものとする。

(守秘義務)

第7条 虐待対応専門職チームは、業務上知り得た秘密は、各専門職の職務に関する法令等に基づき、善良な管理者の注意をもってこれを管理するものとし、これを他に漏洩してはならない。また、虐待対応専門職チーム構成員を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、県弁護士会川崎支部、県社会福祉士会川崎支部及び本市で協議し決するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行し、令和5年3月1日から

適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。